

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第6条の規定により、大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第8条の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表します。

平成15年12月24日

埼玉県公営企業管理者 田村 健次

特定事業（大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業）の選定について

第1. 特定事業の名称

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業

第2. 評価の結果

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、埼玉県企業局（以下「企業局」という。）が自ら本事業を実施する場合と比べて、事業期間を通じた企業局の財政負担額を縮減することが期待できるとともに、事業実施の効率性、工期の短縮及びリスク分担の明確化等定性的な事項についても効果が認められた。以上の結果、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認められるため、特定事業として選定する。

第3. 事業の概要

1 事業目的

本事業は、大久保浄水場において、経年劣化が著しい排水処理施設及び非常用電源施設等の全面的な更新を目的とした設計・建設業務に加え、事業期間を通して本施設の維持管理及び運営業務を行うものである。

実施にあたっては、環境に及ぼす負荷を低減するため、廃棄物の発生抑制や処理過程で発生する浄水発生土の減量化及び有効利用を前提としたシステムの構築を目指す。

2 事業範囲

本事業は、PFI法に基づく特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が、企業局と結ぶ事業契約に基づき、事業契約期間内、以下に示すPFI事業の範囲のサービスを企業局に提供することとする。

本事業の事業範囲の具体的内容は以下のとおりとする。

(1) 設計及び建設業務

ア．設計業務

イ．建設業務

ウ．工事監理業務

(2) 維持管理業務

ア．建物維持管理業務

イ．設備維持管理業務

ウ．外構維持管理業務

エ．保安及び警備業務

(3) 運營業務

ア．排水処理業務

イ．発生土有効利用業務

ウ．非常用電源供給業務

3 事業期間

本事業の事業期間は、平成 16 年 11 月から平成 40 年 3 月までの約 23 年間（設計・建設期間 3 年間）とする。

4 事業方式

本事業の事業方式は、事業者が P F I 法に基づき、新たに排水処理施設、非常用電源施設等を設計・建設し、企業局に本施設を引き渡し、事業期間を通して本施設の維持管理および運營業務を行う B T O 方式（Build-Transfer-Operate）とする。

なお、既存施設のうち、汚泥調整池について一部改造をかけ、新設施設と合わせて維持管理・運営するとともに、沈砂池天日乾燥床発生砂の処分業務を行う。

5 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する本施設の設計・建設業務に係る対価、および維持管理・運營業務に係る対価とする。

第4. 評価の内容

1 定量的評価

(1) 前提条件

本事業を、企業局が自ら実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担見込額の算定にあたり設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、本定量的評価においては、コージュネレーションシステム等の導入によるエネルギーの効率的利用を図った場合を想定し、電力料金削減額の調整を行った。また、PFI手法においては、発生土量の25%を有価による有効利用と想定した。

	企業局が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務 ・ 建設業務 ・ 工事監理業務 ・ 建物維持管理業務 ・ 設備維持管理業務 ・ 外構維持管理業務 ・ 保安及び警備業務 ・ 排水処理業務 ・ 発生土有効利用業務 ・ 常用電源供給業務を含む非常用電源供給業務 ・ 公営企業債支払利息 ・ 他会計借入金支払利息 ・ 人件費及び一般管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス対価 (設計業務、建設業務、工事監理業務、建物維持管理業務、設備維持管理業務、外構維持管理業務、保安及び警備業務、排水処理業務、発生土有効利用業務、常用電源供給業務を含む非常用電源供給業務) ・ 市中借入支払利息 ・ 前払金及び一時支払金にかかる企業局支払利息 ・ 法人税等相当分等 ・ アドバイザー費用
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間 23年 ・ 割引率 3.2% ・ 物価変動は考慮しない。 	
設計及び建設業務に関する費用	概略の施設計画に基づき、同種の公共施設の実績等を勘案して設定した。	企業局が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
維持管理、運営業務に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概略の施設計画に基づき、同種の公共施設の実績等を勘案して設定した。 ・ 常用電源供給事業による削減電力料金額による調整を行った。 ・ 発生土量の100%を非有価による有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業局が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。 ・ 常用電源供給事業を行う場合を想定し、削減電力料金額による調整を行った。 ・ 発生土量の25%を有価による有効利用 ・ 発生土量の75%を非有価による有効利用
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業債 ・ 他会計借入金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前払金及び一時支払金 ・ 出資金 ・ 市中借入 調達金利 10年間平均をもとに、金融機関が十分に利益を確保し融資が行える水準とした。

(2) 算定結果

上記前提条件に基づく財政負担額について、企業局が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較を行った。

なお、財政負担額は、事業期間を通じた企業局の毎年度の財政負担額を現在価値に換算しその総額を算定した。

その結果、企業局が直接実施する場合の財政負担額を100と指数化したものに対し、PFI事業として実施する場合の財政負担額が87.9となり、財政負担額の軽減に寄与できると評価した。

2 定性的評価

本事業をPFI事業として行うことにより、企業局が自ら実施する場合と比較して、次の効果が期待できる。

- (1) 民間事業者が有する専門的知識、技術的能力、ノウハウ、創意工夫等を活用することにより、効率的な事業運営が期待できる。
- (2) 発生土の有効利用について、民間事業者の持つノウハウと市場開拓能力を活用することが期待できる。
- (3) 民間の資金等経営資源の活用による集中的な投資が可能となることにより、大幅な工期の縮減が期待できる。
- (4) 企業局と事業者とが適切なリスク分担を行うことにより、事業に内在するリスクに対する対応力を高めることができる。